

メンタルヘルス対策支援専門員派遣要綱

平成 27 年 8 月 12 日
地方公務員安全衛生推進協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等に対し、その要請に基づき地方公務員安全衛生推進協会（以下「協会」という。）が行うメンタルヘルス対策支援（以下「支援」という。）のための専門員の派遣に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象団体)

第 2 条 支援対象団体は、大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等（以下「自治体」という。）とする。

(支援の内容)

第 3 条 支援は、次に掲げる事業とする。

(1) 個別面接

個別面接の対象者は、(ア) 本人の申し出に基づく者、(イ) 人事・総務当局・上司などから参加を薦められた者、(ウ) ストレス度チェックの高得点者等を考慮のうえ、自治体を選定する。

(2) 心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

心の健康セミナー対象者は、自治体を選定する。

(3) メンタルヘルスマネジメント支援（メンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等）

当該支援は、「(1) 個別面接」又は「(2) 心の健康セミナー」を実施する自治体の中からその希望を確認のうえ、理事長が決定する。

(専門員の派遣)

第 4 条 専門員は、精神科医、臨床心理士等の中から、理事長が委嘱し登録した者（別紙 1 「メンタルヘルス対策支援専門員登録者名簿」のとおり）とする。

2 協会は、支援を決定した自治体と調整のうえ、登録した専門員の中から派遣専門員を選定し、派遣する。（別紙 2 「メンタルヘルス対策支援専門員派遣 スキーム図」のとおり）

3 専門員の派遣に当たっては、派遣対象とする自治体の災害等の事案の性格、規模等に応じて、あらかじめ登録した専門員の中から編成する。

(派遣の決定)

第5条 自治体が支援要請を行う場合には、別紙3「メンタルヘルス対策支援専門員派遣要請書」により、理事長に申請を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定による申請があった場合には、速やかにその必要性を審査し、派遣の可否を決定のうえ、通知する。

(経費)

第6条 専門員の派遣に要する経費は、協会が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援に必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月12日から施行する。